

新潟県中小企業団体中央会

ちゅうおうかい通信

令和元年 10月15日発行

第260号

INDEX

1. 令和元年台風第19号による災害に関する特別相談窓口の設置について
2. 台風第19号による県内の被害情報
3. 新潟県最低賃金改定について

中央会からのお知らせ

1. 令和元年台風第19号による災害に関する特別相談窓口の設置について

今般、令和元年台風第19号により、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

新潟県中央会では、中小企業組合及び組合員企業の皆様の経営相談に対応するため、「特別相談窓口」を設置しました。

ご相談は、随時受け付けておりますので、ご利用ください。

【設置期間】

令和元年10月13日から対策が必要と認められる期間

【受付窓口】

電話 025-267-1100

【受付時間】

午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)

新潟県からのお知らせ

2. 台風第19号による新潟県内の被害状況について

新潟県では、台風第19号による県内の被害状況を取りまとめて、ホームページで随時公表をしておりますので、ご確認ください。

新潟県HP(<https://www.pref.niigata.lg.jp/>)> 組織でさがす >
防災局 危機対策課 > 台風第19号による被害状況をお知らせします

【本件についての問合せ先】

防災局 危機対策課

電話:025-282-1638

3. 新潟県最低賃金改定について

10月6日より、新潟県最低賃金が引き上げられました。新潟県内の事業場で働くすべての労働者に適用（産業別最低賃金が適用除外となる者を含む）されますので、ご確認をお願いいたします。

新潟県最低賃金 **830円**（時間額）（前年から+27円）

最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

1. 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
2. 1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
3. 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(所定外割増賃金など)
4. 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、
通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
5. 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

最低賃金に関するお問合せ

新潟労働局労働基準部賃金室 025-288-3504

中小企業事業者の皆様へ～賃金引上げを支援します。

<業務改善助成金>

中小企業・小規模事業者の業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るために設けられた制度です。生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成します。

<中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル>

厚生労働省及び中小企業庁では、最低賃金の引上げに向けた企業の取組にご活用いただける支援措置に関して、その内容や関連する相談窓口をご紹介しますとともに、各相談窓口の連携を強化すべくマニュアルを作成しています。

詳細お問合せ

下記の新潟労働局ホームページをご覧ください。

新潟労働局HP(<https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/>)> 各種法令・制度・手続き > 賃金・家内労働関係 > 新潟県最低賃金関係